

お 知 ら せ

平成21年5月20日
東北森林管理局長

立木販売における搬出期間の延長について

世界的不況と急激な円高による木材需要の低迷に伴う木材需要の拡大と供給調整については、林野庁が実施している国産材緊急対策の一環として、平成20年度以前に立木販売した物件で、平成21年度中に搬出期間満了となる物件の搬出期限について、申請に基づき1ヶ年を限度して期間延長することとしています。(詳細は東北森林管理局ホームページの注目情報に掲載済み)

なお、平成21年度に立木販売する物件の搬出期間については、入札公告に明記されている搬出期間とし、延長するかどうかは今後の経済情勢等を勘案し、検討することとしています。

問い合わせ先

東北森林管理局 森林整備部 販売課
担当：収穫係
電話：018-836-2152